

苫小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成26年9月30日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市条例第29号

苫小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準)

第2条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、保育所型事業所内保育事業所において、乳児室及びほふく室を1部屋として設ける場合の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等

の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。